

# インフルエンザ経過報告書

保護者記入

幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所

氏名：

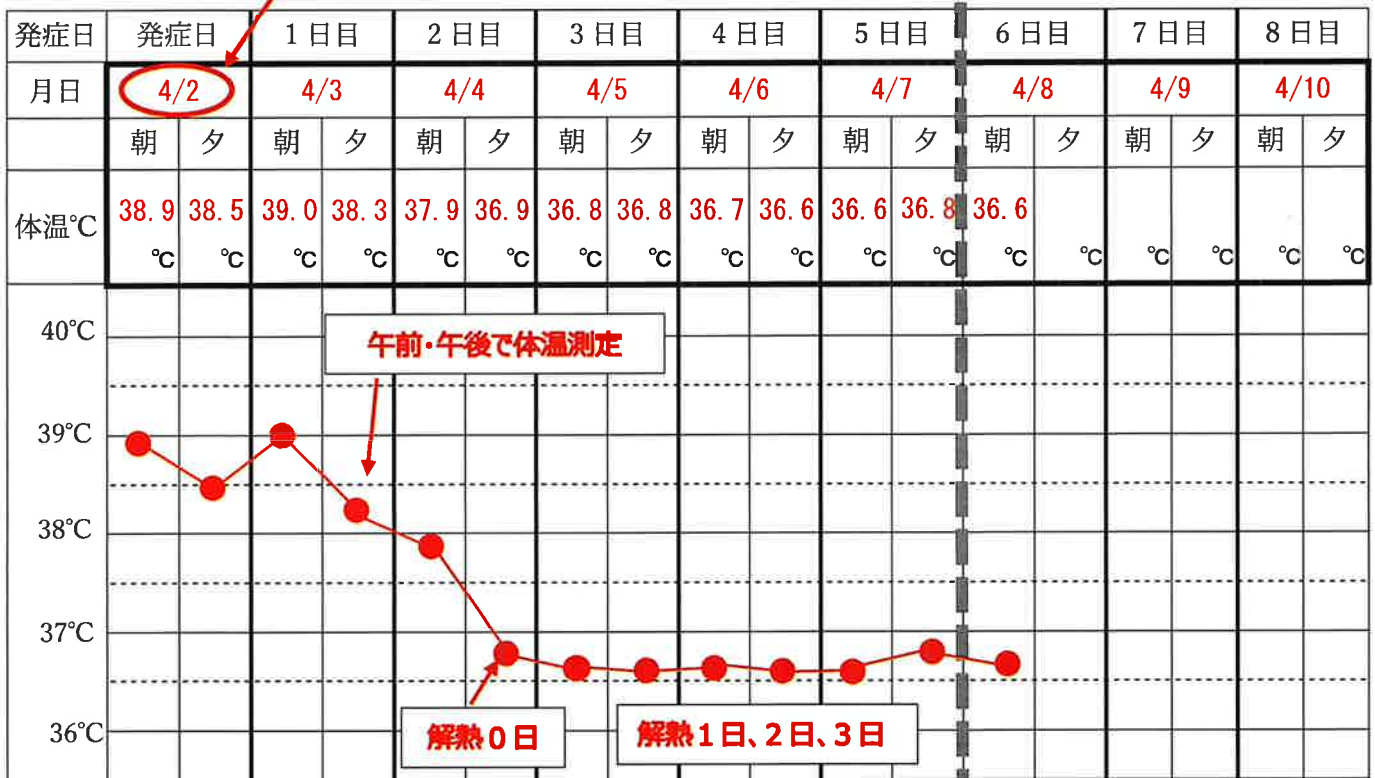
上記患者は、インフルエンザに感染しているものと診断いたします。

症状出現日	令和▲年 4月 2日 (発症0日目)
診断(判定)日	令和▲年 4月 3日

学校保健安全法施行規則第19条第2号インフルエンザ(新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く)の出席停止期間は『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで』とされています。解熱しない、異常行動が見られた、咳、食欲低下、元気がないなど気になる症状等がある場合や、登園可能か判断に迷う場合は再度かかりつけ医を受診してください。

体温記録表 体温を測定して記入し、折れ線グラフを作ってください。

平熱  
36.6 ~ 36.9℃



※体温は午前と午後の1日2回測定し、折れ線グラフで表してください。  
 ※発症した日を0日として、そこから5日間(計6日間)は登園できません。  
 また平熱となった日を解熱0日目として、平熱の日が3日間経過しないと登園できません。

園長様

登園可能日と保護者氏名・緊急連絡先を記入

上記の通り発症から5日間を経過し、かつ、解熱後3日を経過したので、出席停止措置の解除をお願いします。

令和 ▲ 年 4 月 8 日 (登園可能日)

保護者氏名 \_\_\_\_\_

登園時緊急連絡先 \_\_\_\_\_

\* 園側記入

\* 園チェック

# インフルエンザの発症から再登園までの流れ

富士市保育幼稚園課 R4年12月

感染拡大を防ぐために、以下の事をお願いいたします。

## 1 インフルエンザ様症状発症

医療機関を受診又は検査キットで検査



## 2 インフルエンザと診断（判定）されたら、園に「インフルエンザ」で欠席することを連絡してください。

登園基準について園から説明します。

「インフルエンザ経過報告書」の記入をお願いいたします。

書式は園よりもらうか市のウェブサイトよりダウンロードできます。  
(医療機関にはありません)

◎ インフルエンザ経過報告書下段の体温記録表に記録をお願いします。

## 3 自宅安静（症状が出た翌日から5日 かつ 解熱した翌日から3日は休みです）

自宅で、発症日からの体温を午前と午後測り、「体温記録表」に記入してください。

☆発症日・・・インフルエンザの諸症状が出始めた日。

「発症日0日目」です。



☆解熱・・・平熱となり、その後の発熱がみられなかった日が解熱0日です。

## 4 インフルエンザ経過報告書をもって登園

可能日、保護者氏名、登園時緊急連絡先を記入し、登園してください。



## 5 児童生徒は登校したら「インフルエンザ経過報告書」を提出する

担任の先生に「インフルエンザ経過報告書」を出してください。

登園してもまだ具合が悪そうな場合は、園から連絡をしますので、お迎えをお願いします。